4　施行令第三十九条の百十七の二第九項の規定により読み替えられた同条第八項に規定する財務省令で定める事項は、法第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等（施行令第三十九条の百十七第三項に規定する統括会社に該当することにより、その適用対象金額につき法第六十八条の九十第三項の規定の適用を受けるものに限る。）についての次に掲げる事項とする。

一　施行令第三十九条の百十七第四項に規定する統括業務の内容

二　各事業年度終了の日における次に掲げる法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びにその発行済株式又は出資（その有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額

イ　施行令第三十九条の百十七第一項に規定する被統括会社

ロ　施行令第三十九条の百十七第一項第一号に規定する判定株主等（法第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人を除く。）

ハ　イに掲げる法人と施行令第三十九条の百十七第一項第一号に規定する判定株主等との間に介在する同号に規定する子会社

ニ　イに掲げる法人と施行令第三十九条の百十七第一項第一号に規定する判定株主等及びハに掲げる法人との間に介在する同項第二号に規定する孫会社

三　各事業年度終了の日における前号イからニまでに掲げる法人の株主等の氏名及び住所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地並びにその有するこれらの法人に係る株式等の数又は金額

四　株式等の所有を通じた第二号イに掲げる法人、施行令第三十九条の百十七第一項第一号に規定する判定株主等並びに第二号ハ及びニに掲げる法人の間の関係

五　その他参考となるべき事項

第二十二条の七十六の二の見出し中「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に改め、同条第一項中「第六十八条の九十三の二第五項」を「第六十八条の九十三の二第六項」に、「次の各号に掲げるもの」を「次に掲げる書類及び特定外国法人（同条第一項に規定する特定外国法人をいう。以下この項において同じ。）が各事業年度において同条第三項の規定により同条第一項の規定を適用しない同項に規定する適用対象金額を有する場合における当該各事業年度に係る同条第四項に規定する特定所得の金額の計算の基礎その他参考となるべき事項を記載した書類」に、「当該各号に掲げるもの」を「これらの書類」に改め、同項第一号中「（法第六十八条の九十三の二第一項に規定する特定外国法人をいう。以下この項において同じ。）の同条第五項」を「の法第六十八条の九十三の二第六項」に改める。

第二十二条の七十六の三中「第二十二条の十二第三十九項」を「第二十二条の十二第四十項」に改める。

第二十二条の七十六の四を削る。

第二十二条の七十七の二第一項及び第二項中「第三十九条の百二十二の三第一項」を「第三十九条の百二十二の二第一項」に改める。

第二十二条の七十九第一項第三号中「同項第三号に規定する分割承継法人等」を「被現物出資法人」に改め、同項第四号中「適格分割型分割又は同項第三号に規定する適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同項第五号中「同項第三号に定める特別勘定の金額若しくは」を削り、同項第六号中「又は第三号」を削り、同条第三項第三号中「分割承継法人等」を「分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に改め、同項第四号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第四項第三号中「分割承継法人等（」を「分割承継法人又は被現物出資法人（」に改め、同項第四号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改める。

第二十三条の二第五項及び第六項中「第四十条の二第九項」を「第四十条の二第十項」に改め、同条第七項第四号中「第六十九条の四第一項第一号」を「第六十九条の四第一項第二号」に、「小規模宅地等以外の小規模宅地等」を「貸付事業用宅地等である小規模宅地等」に改め、同条第八項中「第四十条の二第十一項又は第十三項」を「第四十条の二第十三項又は第十五項」に、「第四十条の二第十二項」を「第四十条の二第十四項」に改める。

第二十三条の二の二第三項第二号イ中「及びロ」を「及びニ」に改める。

第二十三条の五の二第六項第一号イ(1)中「当該住宅取得等資金の贈与をした者ごとに」を削り、同号イ(5)中「から取得したこと又は当該者との請負契約その他の契約に基づき新築した」を「との請負契約その他の契約に基づき新築をしたこと又は同項各号に掲げる者以外の者から取得をした」に改め、同号イ(5)を同号イ(6)とし、同号イ(4)中「含む。(5)」を「含む。(6)」に改め、同号イ(4)を同号イ(5)とし、同号イ(3)を同号イ(4)とし、同号イ(2)の次に次のように加える。

(3)　当該特定受贈者の適用年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額を明らかにする書類（当該所得税に係る同項第三十七号に規定する確定申告書を当該所得税の納税地の所轄税務署長に提出した特定受贈者にあつては、その旨を記載した書類）

第二十三条の五の二第六項第一号ロ中「までに、」を「までに」に改め、同号ロ(1)中「イ(1)、(2)、(4)及び(5)」を「イ（(4)を除く。）」に改め、同号ロ(3)中「イ(3)」を「イ(4)」に改め、同号ハ(1)中「、(2)及び(5)」を「から(3)まで及び(6)」に改め、同号ハ(4)中「イ(3)」を「イ(4)」に、「イ(4)」を「イ(5)」に改め、同項第二号イ(1)中「及び(2)」を「から(3)まで」に改め、同号ロ中「までに、」を「までに」に改め、同号ロ(1)中「イ(1)、(3)及び(4)」を「イ（(2)を除く。）」に改め、同項第三号イ(1)中「及び(2)」を「から(3)まで」に改め、同号ロ中「までに、」を「までに」に改め、同号ロ(1)中「イ(1)及び(3)から(5)まで」を「イ(2)を除く。）」に改める。

第二十三条の六第一項中「の状態と」を「の状態」に改め、同条第三項第一号中「同号ロ(1)を「ロ(1)」に、「記録された」を「記載された」に、「当該要件」を「同号に掲げる要件」に改め、同項第二号中「同号ロ(2)」を「ロ(2)」に、「書類」を「書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるもの」に改め、同条第五項第一号中「及び次条」を削り、「第七十条の三第三項第四号」を「第七十条の三第三項第四号」に改め、同条第六項第一号中「掲げる住宅用家屋」を「掲げる同項第二号に規定する住宅用家屋」に改め、同号イ(2)中「当該住宅用家屋」を「当該新築又は取得をした住宅用家屋」に、「当該新築又は取得をした」を「当該」に改め、同号イ(3)中「記録された」を「記載された」に改め、同号イ(4)中「当該特定受贈者の配偶者及び」を削り、「から新築又は」を「との請負契約その他の契約に基づき新築をしたこと又は同項各号に掲げる者以外の者から」に改め、同号ロ中「までに、」を「までに」に改め、同号ハ中「において」を「において、」に改め、同項第二号中「既存住宅用家屋（」を「同項第三号に規定する既存住宅用家屋（」に改め、同号イ(1)中「、(3)及び(4)」を削り、同号イ(2)中「当該既存住宅用家屋」を「当該取得をした既存住宅用家屋」に、「当該取得をした」を「当該」に改め、同号イに次のように加える。

(3)　当該取得をした既存住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該既存住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得をする場合には、当該土地又は土地の上に存する権利を含む。(4)において同じ。）に関する登記事項証明書（当該既存住宅用家屋が施行令第四十条の五第二項第一号及び第二号に掲げる要件を満たすことが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項第一号及び第二号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類）

(4)　当該取得をした既存住宅用家屋を施行令第四十条の五第五項各号に掲げる者以外の者から取得したことを明らかにする書類

第二十三条の六第六項第二号ロ(1)中「イ(1)」を「イ（(2)を除く。）」に改め、同項第三号イ中「した場合」を「し、当該増改築対象家屋を特定受贈者の居住の用に供した場合」に改め、同号イ(2)を次のように改める。

(2)　当該特定受贈者が当該増改築等をした増改築対象家屋を居住の用に供した日以後に作成された戸籍の附票の写しその他の書類で当該特定受贈者が当該増改築等前に当該増改築対象家屋に居住していたこと及び当該増改築等後に当該増改築対象家屋に居住していることを明らかにするもの